

じゃがれたーは、日本成年後見法学会(Japan Adult Guardianship Law Association) =略称 JAGA)が編集・発行するニュースレターです。 発行日 平成19年3月24日 発 行 日本成年後見法学会 発行人 理事長 新井 誠 編 集 広報委員会

[委] 長] 長谷川秀夫 [副委員長] 高橋 弘

[秦 ] 大下 信

香川 美里 北村裕美子 成田 治雄

平岡
祐二

## 巻頭言

## 利用しやすい制度にするために

-国連障害者の権利条約採択を踏まえて---

NPO 法人日本脳外傷友の会理事長 東川 悦子

### ◇日本脳外傷友の会について

日本脳外傷友の会(以下、「当会」という)は、 2000年4月に結成された、主として交通事故によ る外傷性脳損傷による後遺症である高次脳機能障 害をもつ当事者・家族の会の全国連合組織である。 地方による違いはあるが、若年性脳血管障害、脳 炎後遺症、低酸素脳症などによる後遺症の方も入 会している。全国に17の正会員団体(冠名「脳外 傷友の会」)、11の準会員団体(他の名称の会)で 構成され、当事者会員は約3000人である。記憶障 害、注意障害、遂行機能障害をもつ若年の脳損傷 者が多いため、社会参加・社会復帰が困難で、従 来福祉の谷間にある見えにくい障害として、支援 もなく孤立している当事者家族が多い。当会は国 による5年間のモデル事業の実施に積極的にかか わり、社会啓発に努めている。障害者自立支援法 に支援普及事業が2006年度から実施されると明文 化されたにもかかわらず、行政による支援対策 は、全国に及んでいない。特に介護者なき後の不 安は大きい。

#### ◇権利擁護と成年後見制度

高次脳機能障害をもつ者は、交通事故、労災事 故などによる当事者が多いことから、賠償保険に よる支払いや等級認定にあたって、成年後見制度 の利用を義務づけられる場合が多くなっている。

認知症と違い、高次脳機能障害は進行性ではな

い。スーパーでの買物や訪問販売の契約などは日常的にこなすことができ、障害が見えにくい。受障以前の生活習慣やプライドをしっかり維持している方も多いため、金銭管理を他人に委ねたりすることに強い抵抗感がある。しかし、記憶障害があって金銭管理ができなくなっているため、高額な買物を繰り返し、賠償金を使い果たしてしまったというような例も多い。また、家族や親類に高額な賠償金を狙われて騙し取られたという話も多い。

にもかかわらず、成年後見制度を利用している 人は先年の調査では約2割にすぎなかった。使い づらい制度であるという話を聞く。成年後見人、 保佐人の適格候補者を見つけられない場合もあ る。利用料負担が大変であるという声も聞く。

また、政治問題に関心が高い当事者もいて、成年被後見人となって選挙権が喪失してしまうことは耐えられない、家庭内での暴力行為などにつながってしまうという声も聞く。

2006年12月13日、国連総会で障害者権利条約が 採択された。日本弁護士連合会では、成年後見制 度における選挙権喪失などはこの条約に反すると いうことで、今後改善を求めていく方針であると 聞く。当事者の基本的権利を尊重し、介護者亡き 後の生活を保障できる制度とするために、今後の 改正を期待したい。

## 「裁判官からみた アメリカ成年後見制度」傍聴記

平成18年9月8日、東京都新宿区の司法書士会館地下1階日司連ホールにて、ニューヨーク州の検認後見裁判所(surrogate's court)のレニー・ロース(Renee R. Roth)裁判官をお招きし、国際シンポジウム「裁判官からみたアメリカ成年後見制度」が開催された。

シンポジウムにおいては、はじめに新井理事長より、ロース裁判官の紹介とロース裁判官が任官されている検認後見裁判所の概要について説明がされた。その内容としては、ニューヨーク州の検認後見裁判所には2名の裁判官がいるが2名とも女性であること、裁判官は選挙で選ばれること、任期が1期14年であること、および、日本の民法上は遺言の検認手続は証拠保全手続の1つにすぎないがアメリカにおける検認とは遺言に効力を与えるか否かを審査する重要な手続でありその検認を行うのが検認後見裁判所であること、等である。

#### ◇シンポジウムの内容

ロース裁判官は、自身の担当した事案から、具体的な例を4つほど挙げ、事案紹介と解決方法について、わかりやすく講演された。

具体的な事例の紹介については紙面の都合上割愛するが(実践成年後見19号107頁参照)、成年後見の利用手続については、背後に家族の問題、高齢者に対する虐待の問題、介護にかかわっている人の問題等、さまざまな問題点が内包されており、その結果保護されるべき人の財産が盗まれたりすることや、適切に介護されていないことがあるので、どのようにその方たちを保護していくか、どのように市民に信頼ある制度を構築していくかについて努力していることをロース裁判官は強調して述べられた。

その後、質疑応答がなされたが、特に医療行為 の代理権にかかわる日米の制度の違いについて重 点的に意見交換がなされた。 質疑応答の中で、特筆すべきところは、アメリカでは健康配慮の代理権(healthcare proxy)を事前に結ぶことができ、当該代理権が与えられることで、代理人は本人の重篤な手術の決定や生命維持装置の取り外しの代理権についても権限をもつという点である。日本においては任意後見契約が最も近い制度であろうが、医療行為の同意に積極的に踏み込んでいるとはいいがたい状況をみると、今後の日本において参考になると思われる。

### ◇おわりに

今回、ロース裁判官の講演を聞く機会を通じてアメリカにおける成年後見制度の一部を知ることができ、参考になる部分が多かった。その中で特筆すべきは、成年後見の申立てが原則として誰でもできる点、裁判所が後見人の養成をしている点である。この点、私も後見人の1人として、将来わが国においても検討すべき事柄ではないかと思った。日米両国の制度を比較検討し、よりよい成年後見制度となることで、1人でも多くの判断能力の不十分な方の支えになることを願う。

(放生 知晃)



riangle hilde hil

## 国際シンポジウム

## 「高齢社会における財産承継の問題」傍聴記

平成18年12月8日、TKP 秋葉原ホール(東京)において、国際シンポジウム「高齢社会における財産承継の問題」が開催され、講演、ディスカッションのほか出席者による活発な意見交換がなされた。

#### ◇講 演

まず、ゴットフリート・シーマン氏(チュービンゲン大学教授)が「ドイツ法における要介護親族のニーズを満たす遺言上の対応」と題する講演を行った。シーマン氏の専攻は民法、ローマ法、法制史、保険法である。

講演では、ドイツ民法における家族あるいは親族の関係についての概要、それらの者のうちの1人が死亡した場合における監護・扶養・後見に関する被相続人の配慮に関する法的状況について説明がなされた。さらに、被相続人となる者が相続人である障害者のために遺言を作成する場合を例として、予防法学の観点から財産管理の分野や身上監護の分野における対処およびその問題点が提示された。最後に、被相続人による終意処分としての遺された者への身上配慮の実現に対し、さらに深く検討すべきテーマであることが述べられた。

この後、岩志和一郎氏(早稲田大学教授)が「シーマン教授の講演に寄せて」と題して講演を行った。岩志氏は日本法の立場から、ドイツ法との違いをさまざまな事例を用いて明らかにしたうえで、身上に懸念がある親族に対し財産面での優遇は可能であるとしても、非財産面においては自己の行っていた配慮を死亡後に対象者に伝えていくことをどのように実現するかについては、わが国においても重要な課題であることを示した。そして、どのような理論構成によりそれを実現することができるかにつき意見が述べられた。

◇ディスカッション

講演の後、新井誠氏(筑波大学法科大学院教授) をコーディネーター、シーマン氏・岩志氏をパネ リストとして、パネルディスカッションが行われ た。

冒頭、シーマン氏より、ドイツ法における財産的な配慮あるいは身上面の配慮に関する基本的な考え方について説明が行われた。ここでは、障害を有する子どもの親なき後の問題、あるいは遺された配偶者の問題について、財産や配慮の対象となる者、管理機能を有する者、依頼を行う者という3点について、ドイツの相続法と家族法の関係が図示され、その両者を分け隔てる溝が存在すること、解決のためにはこれらの溝をつなぎ合わせることが重要であるとの説明がなされ、そのためのシーマン氏の考え方が示された。

次に、ドイツにおける法制度について、シーマン氏に対する質疑とこれに対する応答が行われた。主な内容としては、ドイツにおける遺言執行者と任意後見人の関係においては、ドイツでは事前委任は死亡後も効力が維持されるとの回答があった。また、遺言執行者と任意後見人が同一人である際の利益相反については、利益相反は生じうるが、これをプロフェッショナルな者が行うのではなく、近親の家族が行うのであれば利益相反による障害を少ないものとすることができるのではないかとの意見がシーマン氏より述べられた。

その後、ドイツの成年後見法は非常に重要であり引き続きその研究を行っていく必要があるとして新井氏がディスカッションを締めくくった。

今回のシンポジウムは内容的にレベルの高い中身の濃いものであったが、死後を見通して事前の配慮をどのように実現し解決していくかに関し、 非常に示唆に富むものであることが出席者に強く 認識された。

(成田 治雄)



## 専門職後見人としての倫理





### ◇はじめに

最近、製品の不具合によるとみられる人命にか かわる事故や、不適切な方法で洋菓子を製造して いたメーカー等、企業倫理が問われる事件が続い ている。

このような状況において、2006年5月1日より 施行された新会社法に盛り込まれている会社の 「内部統制システムの整備」等、「企業の法令遵守」 が一層重要性を増している。

また、建築士による違法な構造設計偽装問題 等、依頼者から信頼を寄せられている資格者によ る違法行為も後を絶たない。

#### ◇一般的な倫理

それでは、一般的に「倫理」といった場合、ど のようなことを思い浮べるだろう。『大辞林』(三 省堂)によれば、「人として守るべき道、道徳、モ ラル」とある。また「道徳」とは「ある社会で、 人々がそれによって善悪・正邪を判断し、正しく 行為するための規範の総体。法律と違い外的強制 力としてではなく、個々人の内面的原理として働 くものをいい、また宗教と異なって超越者との関 係ではなく人間相互の関係を規定するもの」とあ る。

つまり、「倫理」とは、法により強制されるもの ではなく、生活している環境によっておのずと (また、教えられることにより) 身に付くその社会 では破ってはならない約束ともいえよう。たとえ ば、私の住む福島地方には「ならぬことはならぬ ものです」という旧会津藩の幼年者教育の「什の 掟(7か条)」が現代にも伝わっている。

#### ◇専門職後見人としての倫理

それでは職業人としての倫理はどうであろう。 聖職者(牧師)、医師、法曹(弁護士)のプロフェッ ション (Profession) としての倫理がよく知られて いる。これらの職業は、いずれも人が人生の危機 に直面したときに接する職業とされ、「学識(科学

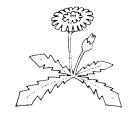
または高度の知識)に裏づけられ、それ自身一定 の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育ま たは訓練によって習得し、それに基づいて、不特 定多数の市民の中から任意に提示された個々の依 頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動を行 い、よって社会全体のために尽くす職業」といわ れる(石村善助『現代のプロフェッション』25頁)。

専門職後見人もまさに、高齢者や障害をもった 方々の人生の重大な局面にかかわる職業として、 同様の倫理が必要とされると考える。対価を得て 専門的サービスを提供する単なるサービス業であ り市場原理がそのまま適用されるととらえるべき ではあるまい。

### ◇日々の執務で心すること

しかし、「専門職後見人としての倫理とは」と毎 日考えることはなく、日々後見執務を行う際に次 のようなことを心がけることで十分「倫理」の実 践はできるのではないだろうか。つまり、私は 「誰」の権利を擁護するのか、「何」をするための 後見人なのか、ご本人の「意思」はどうだろうか、 ということである。それがご本人への理解と共感 をもったわかりやすく理解しやすい説明や事務に もつながり、「成年後見の理念」に基づいた公正で 誠実な執務を行うこととなろう。

(司法書士 芳賀 裕)



*∆* 4 日本成年後見法学会 (JAGA)

## 診察室 から見た 成年後見

## 臨床倫理と成年後見

### ◇地域における高齢者医療の現場で

高齢者医療では慢性疾患の管理と死にゆく過程へのかかわりがその多くを占める。疾患や障がいで経口摂取ができないために、胃ろうを増設(お腹と胃に管を通す穴をつくること)し、流動食などで栄養を摂っていくかどうか。介護者の事情により施設への入所が必要になったときにどこに入所するのか。自宅での生活は本当にできないのか。終末期の医療をどこまで行うのか。このような問題や葛藤は認知症の方を含め、判断能力が低下した方々の日常診療の中で繰り返し起きている。

このような場合、日本では、家族が代理決定を することが多いが、本人の「Best Interest (最善の 利益)|「個人主義|といった立場での議論より、 つい家族の視点での議論になりがちである。たと えば、悪性腫瘍の末期状態において延命治療を期 待するかという問いに対して、本人は望まないと いう意見が多くとも、家族のことを問われると、 できる限りのことをしてほしいという立場をとる ことも多い。つまり、家族の善悪とは関係なく希 望はその立場で大きく変わる。本来の代理決定 は、あくまで本人の意思の代理であって家族の思 いとも異なる。そう考えると、その方の生き方、 ふるまい、好み、感じ方などをある程度知ったう えで判断することが必要になる。その方の人生の 文脈(Context)に沿った判断をしているかどうか が、「Best Interest」を推察するために大きな参考 となり得る。その方の人生の文脈を視点とした判 断は現在の医療や教育の中でどれだけ重視され、 語られているのだろうか。ここにあげた課題は、 いわゆる身上監護の基本的姿勢と医療同意を誰が どのように行い、どのような原則に基づいてその 判断を認めるかといった法整備の議論に通じるも のであると思う。医療の現場では医療同意の不確 定な法的根拠の中で、せめて倫理的な立場からど う判断していくか模索している。

#### ◇臨床倫理的なアプローチ

以上のような混沌とした状況の中で、医療現場 では判断が求められ人の生命と向き合うことにな る。判断能力の低下した本人とその家族と医師だ けでは判断が難しいこともある。介護保険制度が 整備されたおかげで、ソーシャルワークに携わる 方、介護保険など各種制度に詳しい方、介護支援 専門員やその把握している家族や地域の関係者と 話す機会は増えてきた。このような方々の情報や 参加により、処遇困難事例について、臨床倫理の 4分割表を用いて議論することがある。つまり、 ①能力評価を含む機能評価と医学的適応、②本人 の QOL (生活の質)、③患者の意向(生活史、思 考の傾向、治療の拒否、リビング・ウィル、代理 決定者の適切性など)、④周囲の状況(家族の状 況、経済的状況、使える地域資源や制度、慣習、 宗教など)という4つのフレームワークについて、 家族や本人、医師や看護師、ソーシャルワーカー や介護支援専門員、民生委員、保健師などの保健 福祉行政にかかわる方も同じテーブルについて、 その方の能力、治療のメリットやデメリット、将 来の予後、本人の文脈など多方面から考慮して方 針を決定する。この中で、法的ではないにせよ、 代理決定する者の適切性を議論している。この枠 組みでの検討や方法論が成年後見における身上監 護の行為に役立つことを望むが、本来であれば代 理決定のしくみやプロセスについて法的な整備 や、法的な枠組みの関与もあれば医療者も、生活 を支える者も、何よりも本人が安心できる状況に なると思う。財産管理についての法的整備は整っ てきているのだろうが、医療行為の同意を含む身 上監護の適正な法的整備や運用を期待するととも に、医療者として倫理的な立場からも成年後見の あり方やしくみについて考えていきたい。

### ●私と成年後見●

## 成年後見活動は私のライフワークだから

### ◇ある1本の電話……

「もしもし、竹田さん? 実は、家庭裁判所より 社会福祉士会に第三者後見人の推薦依頼がきたの です。受任してもらえないでしょうか」。私の後 見人受任は、突然の県社会福祉士会会長からの電 話によってもたらされた。

当時、私は日本社会福祉士会成年後見人養成研修の第1期受講者であり、最後のスクーリングも終えて、終了間際という状況にいた。成年後見制度が開始して、1年が経とうとする1月下旬の寒い時期と記憶している。当然、まだ全国でも社会福祉士の受任者は少なく2桁台という件数で、新潟県内では初めての社会福祉士会への推薦依頼であった。

### ◇大半は勤務時間外での活動

最近でこそ独立型社会福祉士は増えつつあるが、当時、実際に独立開業している会員は少なく、第1期成年後見人養成研修受講者でさえほとんどが本業を別にもっている者ばかりであった。かく言う私自身も、当時は身体障害をもった方への直接介護業務が本業であり、交代制勤務であった。このような中では、遅勤・夜勤入り前、早勤・夜勤明け後、平日就業後、公休時、年次有給休暇時という形で時間をつくらないと、後見活動を行う時間がないことは、十分に予想された。「はたして、私にできるのか」と自問自答しながら、一方では、せっかくの家庭裁判所からの社会福祉士会への第1号の受任要請を断るわけにはいかない、との気負いもあった。

かくして、私は新潟県第1号の社会福祉士第三 者後見人となった。しかし、成り行きで後見人に なったとはいえ、当時は、後見人養成研修を受講 するのも自分の職業人としての付加価値を高める ための資格の1つという程度にしか考えておらず、研修を受けても、後見人になるということが 一体どのようなことなのか、実感をもてないでいた、というのが正直なところであった。

### ◇専門職の疑似当事者として

あれから6年が経った。その間、かなりの数の 成年後見制度にかかわる相談に対応した。また、 2年前に保佐人を1件、さらに昨年もう1件保佐 人を受任した。今、受任中の成年被後見人さん・ 被保佐人さんは、私にとって擬似家族的存在であ り、これ以上ない私の家庭教師である。特に、保 佐活動は、毎日のような被保佐人さんからの頻繁 な電話をはじめとして、後見活動とは比べようが ないくらいの活動を要求されている。おまけに、 私が選任されたケースでは、報酬はほとんど期待 できない。もちろん、それを「よし」としている わけではない。しかしそれを「割に合わない」と 嘆く観点でしかとらえられないのであれば、後見 人はやっていられない。むしろ「普通に受任する ことなく暮らしていたら、決して体験することの ないさまざまな経験を、彼らのおかげで疑似当事 者として味あわせていただいている」、そんな気 持である。

後見人の仕事は、本業を退職しようと関係ない、ある意味で終生の「仕事」である。他の人は、こう問うだろう。「なぜ、そこまでするの?」と。かつて、人権問題の研修会でシンポジストが「アドボケート(権利擁護)は、私のライフワークだから」との発言をし、それに感動したことがある。未熟ながら、それに倣いたい。「成年後見活動は、私のライフワークだから」と。

(社会福祉士 竹田 一光)

### 制度を知る!

# 遺言と成年後見

### ◇障害をもつお子さんのいる場合

精神に障害をもつお子さんのいる方から、「私が元気な間は私が世話できるからよいのですが、私が病気になったときや亡くなった後の子どものことが心配です。どのようなことをしておいたらよいのですか」というご相談を受けることが少なくない。お話をうかがうと、各ご家庭ごとにいろいろご事情は違うものの、お悩みの点はほぼ次のことに集約される。「この子のために、少しでも多くの財産を用意してあげたいが、この子には管理できない」というものである。

このような方の場合、遺言と成年後見が役に立つ。まず、将来親御さんの任意後見人になってくれる人を選び、親御さんとその人との間で任意後見契約を結ぶ。次に、遺言を作成して、その中で障害をもつお子さんに特定の財産を相続させる旨を指定する。加えて、適当な時期にそのお子さんについての法定後見利用の手続をしておく。

これによって、親御さんが認知症などで判断能力が減退しお子さんの世話をすることができなくなったときは、任意後見人が親御さんの資産を管理し、その資産によって障害をもつお子さんの療養看護・生活支援を行うことができる。親御さんが亡くなった後は、そのお子さんが親御さんの遺産を相続し、お子さんの法定後見人がその遺産を管理することによって、障害をもつお子さんの療養看護等を続けることができる。

### ◇一人暮らしのお年寄りの場合

また、一人暮らしのお年寄りが、加齢、病気やケガ、精神上の障害などにより十分な資産管理ができなくなる事態に備えるためには、あらかじめ子どもや甥、姪などとの間で任意後見契約と財産管理に関する委任契約を結んでおくとよい。

問題はこのような契約の受任者のご苦労に対

し、どのように報いたらよいのかということである。一般に、この種の契約の対価については、受任者が弁護士、司法書士など職業人である場合は有償にするが、受任者が身内の者である場合は無償の例がほとんどである。しかし、身内とはいえ、お年寄りの世話をした者としない者との間で、そのお年寄りの遺産の取得に差を付けないというのは不公平であるから、遺言によって、受任者に他の者より多めに遺産を承継させることが考えられる。

このように任意後見契約等と遺言を組み合わせる利点は、委任事務を有償にすると生前にその報酬分の資産が減少することになるが、相続・遺贈の形による報酬ならその心配がなく、謝礼としても何ら不足はないため、お年寄りにとって経済的・心理的に受け入れやすいことである。

### ◇手続等について

手続としては、法定後見人の選任は、家庭裁判所に申し立てる。任意後見人の選任は、当事者が公正証書によって契約する必要があるため、公証人に嘱託する。あわせて財産管理に関する委任契約も嘱託できる。成年後見の関係する遺言は難しい面があるので、公正証書遺言を利用したほうがよい。公証人は、遺言案をつくる段階から相談に乗り、法定の公正証書作成手数料以外に相談料などの費用は一切必要ない。事前に最寄りの公証人役場に電話すれば、無料で予約することができる。

なお、インターネットで「日本公証人連合会」 のホームページ <a href="http://www.koshonin.gr.jp">http://www.koshonin.gr.jp< に全 国の公証人役場の地図等が載っている。

(公証人 田口 忠男)

### ■委員会報告■──制度改正研究委員会

制度改正研究委員会では、法定後見実務上のさまざまな問題について検討を行ってきたが、主要な課題についてはほぼ検討が終わった。そこで、今年度中に法定後見に関する提言の素案をまとめる予定である。なお、今年度検討したのは以下の課題であった。

- ① 成年後見人等の職務の指針・基準作成の必要性 成年後見人等の職務は法律行為に関する事務であるとされているが、身上配慮義務、善管注意義務との関係で、本人の見守り、現況調査等事実行為も相当に含まれる。しかし、現行制度には、職務に関する具体的な指針は全く示されていない。そこで、成年後見人等の職務全般について、本人の最善の利益の観点から、成年後見人等に求められる事務処理に関して、その指針の作成を検討した。
- ② 意思能力と事理弁識能力の基準 現状の運用では、本人保護の必要性からか、一定の判断能力がある者も後見開始決定がなされている例があるため、その検証を行った。自己決定権を制約するパターナリズムに陥ることについて警鐘を鳴らす必要があると考えられる。
- ③ 後見開始と資格制限――特に選挙権の制限 民法上の法律行為の制度である成年後見制度の利用が、当然に公法上の権利である選挙権の制限に結び付くというのは、不合理である。成年被後見人に対し当然に選挙権の制限を行うことには大きな問題があることが確認された。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

### ■委員会報告■――判例研究委員会

判例研究委員会の今年度のメンバーは、昨年度と同様に13名である。このメンバーを中心として、昨年度に引き続き、今年度も成年後見に関する裁判例(判決例・審判例)の収集および裁判例の分析・検討を中心に本委員会の活動を行った。本委員会は、現在(2007年1月14日)までのところ計4回(第3回〔2006年4月15日〕、第4回〔同年7月15日〕、第5回〔同年10月21日〕、第6回〔2007年1月13日〕)、いずれも明治大学で開催された。本委員会では、平山也寸志委員が札幌高決平12・12・25(家月53巻8号74頁)、中村昌美委員が東京高決平15・6・6(裁判例集未登載〔判夕1165号67頁参照〕)および東京高決平16・3・30(東高民時報55巻1~12号7頁・判時1861号43頁・金商1196号26頁)、村田彰委員が東京高判平17・1・27(判時1909号47頁、判夕1217号272頁)、中山泰道委員が大阪地判平15・3・19(裁判例集未登載)、原司委員が東京高決平12・9・8(家月53巻6号112頁・判時1732号86頁・東高民時報51巻1~12号8頁)、をそれぞれ担当した(事案の概要に関しては、との成年後見センター・リーガルサポート編『後見六法〔2006年版〕』(民事法研究会)660頁~665頁〔村田執筆〕を参照されたい)。

これらの研究成果は、本誌「じゃがれたー」および学会誌「成年後見研究」に近いうちに発表される予定である。

最後に、本委員会の課題の1つとして裁判例の収集がある。会員・会友の方々には、今後とも、成年後見法分野に関係する裁判例の収集についてご協力をお願いする。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ 日本成年後見法学会 (JAGA)

### ■委員会報告■──高次脳機能障害に関する研究委員会

当委員会では、徴日本損害保険協会からの委託を受け、交通事故などによる脳損傷が原因で、記憶障害や注意障害などの高次脳機能障害を有する人々に対し、成年後見制度を活用してどのような支援ができるかについて、2004年度より3年間にわたる調査研究を続けてきた。1年目は、まず損害保険会社や家族会へのヒアリングを実施し、この成果を踏まえ、本人や家族がおかれている現状や将来のニーズなどについて、2005年2月に全国の家族会に対してアンケート調査を行った。

この結果、高次脳機能障害を有する人々が成年後見制度を活用するにあたっては、以下のような課題があることが明らかにされた。すなわち、①高次脳機能障害の認定、②本人とともに家族支援のあり方、③「親なき後」の支援、④地域の支援システム、⑤保険金受領手続の適正化、などである。調査の結果を2006年2月に、報告書として刊行した。また、刊行にあわせ、高次脳機能障害にかかわる実践を重ねてきた医師やソーシャルワーカー、また、家族会の代表もお招きして、シンポジウムを開催し、これからの支援の方向性を検討した。

3年目にあたる今年度は、2年間の成果を踏まえ、アンケートで明らかになった課題への対応などについて、最終報告書を作成中である。委員それぞれの体験や事例紹介をもとに、成年後見制度利用の現状などを踏まえ、また海外情報なども紹介して、これからの学会のあり方にもつながる成果をまとめあげたいと考えている。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 石渡 和実)

### ■委員会報告■──市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会

平成16年度から、市町村における権利擁護機能について、より統合的・継続的なしくみを構築しようと、福祉・行政・司法・学識経験者等の専門分野の委員が一堂に会しての本研究会がスタートした。これまでは、市町村における権利擁護の施策・事業の現状、成年後見事業の現状、成年後見人等の養成・確保の現状など、現状把握に重点をおいた研究であったが、平成18年度は法改正を含め将来の普及を見据えた具体的な提言をすべく準備を進めているところである。テーマは、①地域包括支援センターを核とする市町村の権利擁護・成年後見事業のネットワーク化について、②第三者後見人の確保と市民後見人の養成のあり方、③現行制度化で可能な支援体制と監督、活動のための基盤整備について、④公的支援組織の設立を含めた今後の展望等である。

委員会は、、本学会理事長でもある新井誠座長を始め9名の委員、オブザーバーとして厚生労働省、最高裁判所、法務省、東京家庭裁判所の担当者で構成されている。各委員、オブザーバーはそれぞれ各分野で成年後見実務、研究、運用等の最前線で携わっている方々だけにその意見は鋭く、示唆に富んでいる。月1回程度のペースで開催されているが、毎回、成年後見制度の発展に影響を与えるかもしれないような熱気と雰囲気が漂っており、委員としての責任の重さをひしひしと感じているところである。

(市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会委員 大貫 正男)

日本成年後見法学会 (JAGA)  $\ragsigma$   $\ragsigma$   $\ragsigma$ 

## ◆第4回学術大会へ向けて◆

本年の学術大会を、次の通りの要領で開催いた します。本年は「能力」に焦点を合わせ、問題を 法学、医学、社会福祉の面から立体的に検討した いと考えています。また、特別講演を稲田龍樹裁 判官にお願いいたしました。稲田裁判官は、成年 後見制度にご造詣が深く、実務、理論の両面から、 興味深いお話をお聞かせいただけるものと存じま す。

多くの会員の皆様のご参加をお願い申し上げま す。



### 大会・企画委員長 岩志 和一郎

【日 程】 平成19年5月26日生

【場 所】 千葉大学けやき会館

【聴 講 料 】 正会員

賛助会員(2名まで)

無料

会友

一般 2000円

【開 場】午前10時

【特別講演】 稲田龍樹(現東京高等裁判所部総括 判事・前横浜家庭裁判所長)

【統一テーマ】 能力の再検討──法的意義・判定・ エンパワメント──

《登壇者》 小賀野晶一(千葉大学教授、コーディネーター)、岩志和一郎(早稲田大学教授、コーディネーター)、赤沼康弘(弁護士)、五十嵐禎人(千葉大学教授)、高山直樹(東洋大学教授)

【締 切】 平成19年4月27日金

【申込み】 事務局 FAX 03-5351-1572

E-mail j\_jaga@nifty.com

※懇親会参加の有無もご明記ください。

### 日本成年後見法学会をご紹介ください!

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介ください。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 2-18-3

エルカクエイ笹塚ビル 6 階 ㈱民事法研究会内 IEL 03-5351-1573 (直) FM 03-5351-1572

E-mail j\_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 最近、高齢者虐待と関連して成年後 見制度を検討する機会が増えています。虐待事案で は行政と各専門職らが連携して取り組む必要がある ものも多いところです。当該分野でも当会での人脈 が活かされればよいと思います。 (香川 美里)